

## 関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム会計実施細則

制定 平成26年2月13日

改正 平成28年4月26日

### (目的)

第1条 この細則は、関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）規約第6条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (事業年度)

第2条 本フォーラムの事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### (会費等)

第3条 正会員の会費は、次の各号ごとに掲げる額とする。但し、事業年度の途中で入会した場合は、入会月から年度末までの会費を月割りで納入し、端数が出た場合には100円未満を四捨五入する。

(1) 年間3万円とする。

(2) 中小企業基本法第2条の規定による中小企業及び個人については、優遇措置として、年間2万円とする。ただし、資本金の1/2以上を大企業が保有する又は役員のうち1/2以上を大企業が占める等、実質的に大企業が支配している中小企業（「みなし大企業」）については、優遇措置は適用しない。

2 会費は、毎年1回、新事業年度の開始から2か月以内に、本フォーラムが指定する金融機関の口座に振り込み、送金手数料は会員が負担する。

3 納入された会費は、原則として返還しない。

4 準会員からは会費を徴収しない。

### (謝金)

第4条 事業遂行に必要な講演等を依頼した場合、謝金を支払うことができる。また、謝金の額については、別紙1の謝金支払基準のとおり定める。

### (収入)

第5条 本フォーラムの活動費は、次の収入をもってこれに充てる。

(1) 会費

(2) その他

### (会計単位)

第6条 フォーラムの経理は、前条各号ごとに区分して計算を行うものとする。

### (帳簿及び伝票等)

第7条 フォーラムは、会計に関する帳簿、伝票及び関係書類を決算に関する通常総会終結

の日から起算して5年間保存する。

(各種様式)

第8条 フォーラムの入会申込書等各種様式について、以下のとおり定める。

- (1) 入会申込書      様式1
- (2) 退会届            様式2
- (3) 変更届            様式3

(細則の改正)

第9条 本細則は、幹事会の議決により改正することができる。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月26日から施行する。

## 謝金支払基準(案)

平成 28 年度において、関西・アジア 環境・省エネビジネス交流推進フォーラム（以下、「Team E-Kansai」という。）において支払う謝金の基準を以下のとおり定める。

## 1. 適用範囲

本基準において謝金とは、講演及び助言による知識や意見等の提供に対して支払う謝金をいう。

## 2. 支払基準

講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び助言等を行う協力者に対する助言謝金は、原則として別表 1 の単価を適用する。

## 【別表 1】

(単位：円)

標準単価				分野別職位等	
区分	日額単価	時間単価	国内・海外の別	大学の職位	民間
①	20,000	9,700	海外	大学教授級	会長・社長・ 役員級
	20,000	8,700	国内		
②	16,000	7,900	海外	大学准教授級	工場長・部 長・課長
	16,000	7,000	国内		
③	12,000	6,100	海外	大学助教・助手 級	その他
	12,000	5,100	国内		

## 適用上の留意事項

- 分野別職位等については、大学・民間を基準としているが、他の職にあるものについては、経験年数等を考慮し、適宜単価を採用することは差し支えない。
- 支払対象とする時間は、移動時間、控え室等での待機時間及び休憩時間を除いた実働時間とする。
- 支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。
- 時間単価を適用する時間は 2 時間未満とし、それ以上については、原則として日額を適用する。

## 3. 外貨による支払について

外貨により支払を行う場合にあっては、別表 1 により算出した金額に支払日の為替レート用いて外貨の金額を確定するものとする（端数は切り捨て）。